

第3章

うるおいのある快適なまちづくり

- 8 自然環境の保全と活用
- 9 誰もが快適に暮らせるまちづくり
- 10 資源循環型社会のまちづくり

8 自然環境の保全と活用

(1) 自然環境保全意識の高揚

基本方針

自然と人との共生のしくみや自然のすばらしさを学び、市民みんなでふるさとの自然を守っていくという環境保全意識の高揚に努めます。

目標指標

指 標	説 明	現状値			目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
環境フェスタなど環境保全意識啓発イベントへの参加者数	参加者数/年	H18年度	2,000人	→	2,500人

現状と課題

【現 状】

本市は、市街地を取り囲むように、森林・里山・農地・ため池・湖・河川・海など優れた自然環境に包まれています。これらの自然は、多様な動植物の生息場所であるとともに、市民に安らぎとうるおいを与える場所となっていますが、近年、都市化の進展に伴い、年々損なわれています。

【課 題】

自然環境は一度壊れると回復するのに長い期間を要すること、自然環境が人の生活に有形無形の恵みをもたらしていることなどについて、理解や認識を深め、市民の自然環境に対する保全意識の高揚を図ることが重要です。

施策体系

(1) 自然環境保全意識の高揚

① 環境学習の推進

② 自然とのふれあいの確保

施策展開

① 環境学習の推進

● 施策内容
市民に対して環境保全意識を醸成するため、環境学習を推進します。

● 主な取り組み
・ 市民団体と連携した環境イベントの開催

② 自然とのふれあいの確保

● 施策内容
主に小学生やその保護者を対象に、自然を体験しながら、環境保全についての学習を推進します。

● 主な取り組み
・ 水辺の教室や昆虫教室、エコツアー※等の体験学習会の開催

※ エコツアー：自然観察や環境保護の理解を深めることを目的とした旅行。

8 自然環境の保全と活用

(2) 自然環境の保全と適正活用

基本方針

自然との共生を基本に、森林・農地や海・河川など自然環境の保全を市民とともに推進します。

目標指標

指 標	説 明	現 状 値			目 標 値 (H29年度)
		基 準 年	数 値		
エコファーマー※の割合	エコファーマーの数÷主業農家数×100	H18.4	10.2%	→	30%
山・川・海等の自然環境の保全に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	50%	→	増やす

現 状 と 課 題

【現 状】

本市の自然環境は、主に農林業によって守り育てられてきましたが、近年、過疎化が進む農山村集落では、農林業従事者の減少や高齢化の進行により、荒廃森林・耕作放棄地が増加しています。

【課 題】

自然環境は、水源のかん養、大気浄化、景観形成など多くの公益的機能を有しており、また、多くの動植物の生存の場として人間を含むすべての生態系を支える源であるため、本市にある森林・農地や海・河川などの自然環境の保全に努める必要があります。

また、農業が本来有する自然循環機能を活かし、家畜排泄物や稲わらなど地域で発生する有機質資源を堆肥や粗飼料などへ循環利用するなど、自然環境への負荷低減を図る農業生産活動を図る必要があります。

※ エコファーマー：「土づくり・減化学肥料・減化学農薬」の3つの技術に一体的に取り組む農業者。

施策体系

(2) 自然環境の保全

① 森林・里山環境の保全

② 農地環境の保全

③ 海・河川環境の保全

施策展開

① 森林・里山環境の保全

● 施策内容

荒廃が進む森林・里山環境の保全を地域住民やボランティア団体等と協力しながら進めます。

● 主な取り組み

- ・ 山間地域の森林整備の推進
- ・ 松くい虫被害対策の推進

② 農地環境の保全

● 施策内容

荒廃が進む農地環境の保全を地域住民やボランティア団体等と協力しながら進めます。また、バイオマス*事業への取り組みを進めます。

● 主な取り組み

- ・ 非農業者の参加による農地、農業用水、ため池等の保全管理の推進
- ・ 遊休農地等の有効活用の促進
- ・ エコファーマーへの支援
- ・ バイオマス事業への取り組み

③ 海・河川環境の保全

● 施策内容

自然と共生し生態系にやさしい川づくりを促進します。また、海・河川等の環境美化活動を地域住民やボランティア団体等と協力しながら進めます。

● 主な取り組み

- ・ 多自然型川づくり*の推進
- ・ 海・河川等の環境美化活動の促進
- ・ 遊水池等の水環境整備の推進

* バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的に「再生可能な生物由来の有機性資源」のことであり、生ごみや家畜排泄物などの「廃棄系バイオマス」、稲わらや間伐材などの「未利用バイオマス」などに分類される。

* 多自然型川づくり：生物の良好な生息・生育環境の保全・復元を目指した川づくり。

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(1) 良質な居住の確保

基本方針

定住促進をはじめ、U J I ターン支援、多様化するライフスタイルや高齢社会に対応した良質な住宅の供給促進など、総合的な住宅政策の展開を図ります。

目標指標

指 標	説 明	現 状 値			目 標 値 (H29年度)
		基 準 年	数 値		
質の高い住宅の割合	誘導居住水準以上世帯の割合	H18.4	59%	→	63%
高齢者向け優良賃貸住宅の供給戸数	—	H18.4	55戸	→	110戸
良好な住宅・宅地の供給に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	48%	→	増やす

現 状 と 課 題

【現 状】

本市の住宅事情は、高齢化が進み、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増加している中で、バリアフリーや緊急通報装置などを設置した高齢者住宅が不足しています。

また、市営住宅の管理戸数は、平成18年（2006年）現在、1,489戸で、50%が老朽化しており、木造、簡易耐火平屋建住宅などでは、住宅機能・設備面において入居者のニーズに対応できなくなっています。

【課 題】

高齢、人口減少社会の到来に対応するためには、高齢者に配慮した住宅提供に取り組むとともに、ライフスタイルの変化に伴い多様化する市民の住宅ニーズに対応し、若者定住をはじめ、U J I ターン支援に向けた総合的な住宅政策を実施する必要があります。

また、市営住宅の計画的な建替えや居住環境の整備を図るとともに、適正な住宅管理の推進が求められます。

施策体系

(1) 良質な居住の確保

- ① 総合的な住宅政策の展開
- ② 良好な住宅の供給促進
- ③ 高齢者住宅の普及
- ④ 公営住宅の整備と適正管理
- ⑤ 住まいづくりの推進体制づくり

施策展開

① 総合的な住宅政策の展開

● 施策内容

ゆとりある住宅の供給と快適で質の高い居住空間を提供するため、住宅政策に係る総合的な計画を策定し推進します。

● 主な取り組み

- ・ 住宅マスタープランの策定
- ・ 市営住宅の総合的な活用計画の策定

② 良好な住宅の供給促進

● 施策内容

若者・U J I ターン者などの定住を促進するため、良好な住環境を備えた宅地供給を促進するとともに、優良住宅の建設を促進します。

● 主な取り組み

- ・ 良好な宅地供給の促進
- ・ 優良住宅利子補給制度の活用
- ・ U J I ターン者への住宅情報の提供

③ 高齢者住宅の普及

● 施策内容

本格的な高齢社会に対して、バリアフリー構造を有するなど良好な居住環境を備えた高齢者住宅の建設を促進します。

● 主な取り組み

- ・ 高齢者対応住宅の建設促進
- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅制度の活用
- ・ 融資制度の活用

④ 公営住宅の整備と適正管理

● 施策内容

市営住宅については、計画的に改修や建替えを行うとともに、適正管理に努めます。また、県営住宅についても建設を促進します。

● 主な取り組み

- ・ 市営住宅の改修及び建替え
- ・ 市営住宅の適正な管理
- ・ 家賃収納率の向上
- ・ 県営住宅の建設促進

⑤ 住まいづくりの推進体制づくり

● 施策内容

市内の住宅整備や住宅改善を積極的に進めるため、建築関係機関等と連携しながら、行政と民間の協働の推進体制づくりを図ります。

● 主な取り組み

- ・ 建築関係機関等からなる推進組織の設置
- ・ 住宅専門家による相談体制の整備
- ・ 市民の住宅改善意識高揚の啓発

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(2) 公園・緑地の整備・保全

基本方針

緑豊かでうるおいのある快適な環境づくりを進めるため、都市公園の整備と適正な管理運営、恵まれた緑地の保全を図るとともに、市民参加により都市にうるおいをもたらす緑化を推進します。

目標指標

指 標	説 明	現 状 値			目 標 値 (H29年度)
		基 準 年	数 値		
市民一人当たりの都市公園面積	開設都市公園面積÷住民基本台帳人口×100	H19.3	43.0 m ²	→	45 m ²
身近な水辺、緑地、街区（児童）公園の整備に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	49%	→	増やす

現 状 と 課 題

【現 状】

緑地は、人々の心にうるおいとやすらぎを与え、快適なまちづくりを進める上で欠かすことのできないものです。

このような中、本市は、江汐公園、竜王山公園、物見山総合公園、緩衝緑地*など大規模公園を有しており、人口1人当たりの公園面積は全国的にも高い水準にあります。また、市街地周辺には山林・里山など貴重な緑地が残っていますが、近年、松くい虫被害等が広がっています。

【課 題】

大規模公園を数多く有している一方で、街区公園など身近な公園の整備を望む地域もあり、未整備地区への対応が必要です。また、広大な開設公園については、適正で効率的な管理運営に努め、利用者の安全性や快適性の向上を図る必要があります。

風致地区*などの良好な自然環境の保全に加えて、道路、河川など公共公益施設や民有地の緑化を、市民・行政・企業などが一体となって進める必要があります。

※ 緩衝緑地：公害の防止や緩和、コンビナート地帯など災害の発生が危惧される地域と居住地域、商業地域等を分離遮断し、災害の防止を図ることを目的として造成される緑地。

※ 風致地区：都市計画区域（都市計画法等の規制を受けるべき土地として指定される区域）のうち、自然に富んだ良好な景観を形成しており、風致の維持を図ることが必要な地区。

施策体系

(2) 公園・緑地の整備・保全

① 都市公園の整備・管理

② 緑地の保全

③ 緑化の推進

施策展開

① 都市公園の整備・管理

● 施策内容

都市公園の充実を図るとともに、身近な街区公園※の整備を進め、適正で効率的な管理運営のもと、利用者の安全性や快適性の向上に努めます。

● 主な取り組み

- ・都市公園の整備充実
- ・開設公園の適正管理
- ・指定管理者制度を活用した公園管理
- ・公園管理ボランティアの活用

② 緑地の保全

● 施策内容

風致地区など恵まれた緑地の保全を図ります。

● 主な取り組み

- ・松くい虫防除対策の推進

③ 緑化の推進

● 施策内容

緑化意識の高揚を図るとともに、市民・行政・企業が一体となって、都市にうるおいをもたらす緑化を推進します。

● 主な取り組み

- ・緑の基本計画の策定
- ・都市緑化祭、植樹祭の開催
- ・官民一体となった都市緑化の推進

※ 街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(3) 上水道の整備

基本方針

豊かでうるおいのある生活環境を実現するため、水道事業総合計画に基づいて「安全でおいしい水」の供給に努めるとともに、健全経営の維持とサービスの向上を図ります。

目標指標

指 標	説 明	現状値			目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
水道普及率	給水人口÷給水区域内人口 ×100	H18.3 末	99.5%	→	100%
水道有収率	年間総有収水量÷年間総配 水量×100	H17 年度	87.0%	→	90%

現状と課題

【現 状】

本市の水道事業は、小野田地区が昭和6年（1931年）、山陽地区が昭和27年（1952年）の通水以来、50～70数年を経過しており、どちらも施設の老朽化が進んでいます。

簡易水道については、水源である井戸の湧水量が年々減少しており、水道使用者への給水に支障を及ぼすことなどが考えられます。

【課 題】

上水道は、市民の生命と生活を守る基盤施設であり、将来にわたって安全でおいしい水の安定供給が図れる体制づくりが求められています。

そのため長期的な視野に立ち計画的に老朽化施設の機能回復と増強を図るとともに、災害等の非常時に対応できる水道施設の構築が必要となっています。

また将来は、少子化に伴う人口の減少や節水社会への移行による料金収入の減少が見込まれていることから、独立採算で事業を運営する地方公営企業として、一層の企業努力と効率性の発揮が求められています。

簡易水道については、将来的に給水に支障をきたす恐れがあるため、上水道に統合することが最良と考えられます。

施策体系

(3) 上水道の整備

① 安心・快適な給水の確保

② 供給体制の充実

③ 環境・エネルギー対策の強化

④ 運営基盤の強化と市民サービスの向上

施策展開

① 安心・快適な給水の確保

● 施策内容

安全でおいしい水の給水を確保するため、老朽化施設の機能回復と増強を図るとともに、水質基準の高度化に対応する水質管理体制の整備を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 老朽化した導水施設の整備
- ・ 老朽化した送配水管路の整備・更新
- ・ 取水施設の整備
- ・ 水質管理体制の強化
- ・ 浄水処理能力の維持向上
- ・ 鉛製給水管のポリエチレン管等への早期取り替え
- ・ 簡易水道の上水道化

② 供給体制の充実

● 施策内容

災害時を想定した供給体制の整備により、非常時に対応できる水道施設の構築を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 相互融通配水管の敷設
- ・ 山陽地区への配水池の設置
- ・ 主要配水池への緊急遮断弁の設置
- ・ 管路の耐震化

③ 環境・エネルギー対策の強化

● 施策内容

水資源の有効活用を図るため、漏水の防止に努めるとともに、水の再利用を研究します。また、水源涵養林の育成による水道水源の保全を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 漏水調査の強化による早期発見・修理
- ・ 水源涵養林の取得による水源環境の保全
- ・ 市民への水源涵養林と山林保護についての啓発
- ・ 水の再利用の研究

④ 運営基盤の強化と市民サービスの向上

● 施策内容

効率的な事業運営を図るとともに、市民サービスの向上を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 業務改善による効率的な経営の強化
- ・ 料金納付方法や手続きの改善による利便性の向上

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(4) 下水道の整備

基本方針

快適な生活環境を実現するとともに、河川、海などの公共用水域の水質を保全するため、効率的な下水道整備を推進します。

目標指標

指 標	説 明	現状値			目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
公共下水道を利用する市民の割合	処理区域人口÷住民基本台帳人口×100	H18.3末	43.1%	→	55%
下水道・浄化槽の整備に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	42%	→	増やす
生活排水処理率	(下水道人口+浄化槽人口+集落排水人口)÷住民基本台帳人口×100	H18.3末	62.0%	→	75%

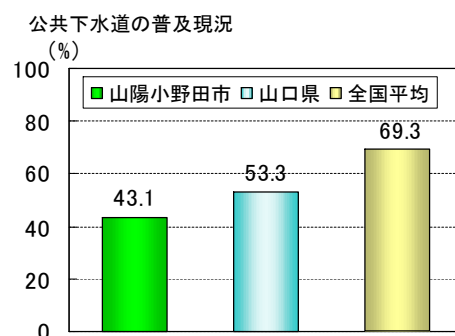
現状と課題

【現 状】

本市の公共下水道事業は、若沖処理区が昭和56年（1981年）、山陽処理区が平成元年（1989年）に供用を開始しました。平成17年（2005年）度末現在の普及率は、43.1%であり、全国平均69.3%、県平均53.3%に比べて大きく遅れており、普及率の向上に努めています。また、農業集落排水事業は、小野田西地区、仁保の上地区、福田地区で供用しています。その他に、浄化槽の設置を支援し、水洗化の普及に努めています。

【課 題】

厳しい財政状況の中、下水道整備については、投資効果に着目した整備計画を策定し、下水道の普及に努めるとともに、住民への周知、理解の徹底により水洗化率の向上を図る必要があります。



施策体系

(4) 下水道の整備

① 公共下水道整備の推進

② 農業集落排水整備の推進

③ 浄化槽整備の推進

施策展開

① 公共下水道整備の推進

● 施策内容

污水管網の整備を推進し、普及率の向上に取り組むとともに、汚水処理施設の整備や老朽施設の改築・更新を行います。また、合流渠からの雨天時放流水の水質改善を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 污水管、中継ポンプ場の整備
- ・ 老朽化した汚水処理施設の改築・更新
- ・ 雨天時放流水質改善のための貯留施設整備
- ・ 水洗化の促進
- ・ 経営の健全化

② 農業集落排水整備の推進

● 施策内容

農村の快適な生活環境を改善し、農業環境を保全します。また、施設の適正な維持管理を行ないます。

● 主な取り組み

- ・ 施設の維持管理
- ・ 水洗化の促進と経営の健全化
- ・ ほ場整備完了地域における新規事業の検討

③ 浄化槽整備の推進

● 施策内容

公共下水道認可区域外及び農業集落排水整備区域外における浄化槽の設置を支援します。

● 主な取り組み

- ・ 浄化槽設置の支援

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(5) 生活交通の充実

基本方針

市民生活の利便性を確保するため、市道や生活道路の整備充実と適正な維持管理、鉄道・バス等の地域公共交通の利便性の向上や利用促進など生活交通の充実を図ります。

目標指標

指 標	説 明	現状値			目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
市道改良率	改良済延長 ÷ 市道実延長 ×100	H18.3 末	66.2%	→	70%
JR 駅の乗降客数	小野田駅、厚狭駅（新幹線 駅を含む）	H17 年度	225 万人	→	230 万人
バスの利用者数	—	H17 年度	49 万人	→	50 万人

現状と課題

【現 状】

市内には 419 路線の市道や多くの生活道路があり、舗装率は高いものの、幅員が狭く見通しが悪い道路もあります。鉄道は、JR 山陽本線、小野田線、美祢線に 11 の駅がありますが、乗降客は減少傾向にあり、ほとんどが無人駅です。バス路線は、民間 3 社により運行されていますが、マイカーの普及により利用者が減少し、路線を維持するために公的補助が必要となっています。

【課 題】

市道は、幹線道路の交通渋滞を緩和するための役割を担っており、幹線道路の整備に合わせて整備することも必要です。また、多くの路線で拡幅改良や老朽化対策が必要となっています。

地域公共交通の運行維持のために利用促進を図る必要があります。バス路線については、路線や運行時間の見直しも必要です。

施策体系

(5) 生活交通の充実

① 生活道路の整備

② 地域公共交通の利用促進

③ 駐車場・駐輪場の整備

施策展開

① 生活道路の整備

●**施策内容**
生活交通網を充実させるため、市道や生活道路の整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。

●**主な取り組み**

- ・道路改良事業の推進
- ・橋梁整備の推進
- ・適正な維持管理
- ・小規模土木事業（生活道路の整備）の推進

② 地域公共交通の利用促進

●**施策内容**
地域公共交通の利用促進を図るため、既存交通施設の機能向上と交通機関の円滑な運営を図ります。

●**主な取り組み**

- ・J R小野田駅周辺の環境整備
- ・J R厚狭駅周辺の環境整備
- ・地方バス路線維持対策事業
- ・バス路線の見直し検討
- ・バス路線代替交通導入の検討

③ 駐車場・駐輪場の整備

●**施策内容**
駅周辺など需要の高い地区を中心に、駐車場・駐輪場の良好な環境整備を促進します。

●**主な取り組み**

- ・駐車場・駐輪場の環境整備の促進
- ・利用者のモラル向上に向けた啓発

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

(6) 美しいふるさとと景観づくり

基本方針

市民の景観に対する意識の高揚に努めます。また、良好な街並み景観の形成に向け、各種施策を推進します。

目標指標

指 標	説 明	現 状 値			目 標 値 (H29年度)
		基 準 年	数 値		
街並みなど景観づくりへの取り組みに対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	42%	→	増やす

現 状 と 課 題

【現 状】

近年、景観や快適さに対するニーズが高まっています。また、景観法[※]の全面施行により、良好な景観の形成に対する施策が望まれています。

【課 題】

良好な景観形成のためには、市民の理解と協力が不可欠です。そのためには、市民一人ひとりが、地域社会の共有財産であるまちの美しさは自分達でつくるという意識の高揚が必要です。

※ 景観法：良好な景観を「国民共通の資産」とする基本理念を掲げ、わが国で初めての景観に関する総合的な法律。景観行政団体に指定された地方自治体にとって、強制力を伴う法的規制の枠組みを用意し、具体的な規制や支援策を盛り込んでいる。

施策体系

(6) 美しいふるさと景観づくり

① 景観に対する意識の高揚

② 地域の個性ある景観の形成

施策展開

① 景観に対する意識の高揚

● 施策内容
市民の景観に対する意識の高揚に努めます。

● 主な取り組み
・ 啓発活動の推進
・ 県の景観アドバイザー、景観サポーター制度の活用

② 地域の個性ある景観の形成

● 施策内容
良好な街並み景観の形成に向け、各種施策を推進します。

● 主な取り組み
・ 景観を感じる人づくり、ネットワークづくりの推進
・ 景観行政団体※への移行の検討

※ 景観行政団体：都道府県、指定都市等、又は都道府県知事と協議し、同意を得て景観行政を実施する市町村。

10 資源循環型社会のまちづくり

(1) 省資源・循環型ライフスタイルへの転換

基本方針

省資源・資源循環の観点から環境への負荷の少ない生活様式（エコ・ライフ）の普及啓発を図るとともに、市民・事業者等の自主的なリサイクル活動を支援する体制の整備を図ります。

目標指標

指 標	説 明	現状値			目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
ごみのリサイクル率	家庭から出されるごみのうちリサイクルされている割合	H17年度	21.2%	→	28.3%

現状と課題

【現 状】

大量生産・大量消費・大量廃棄という経済社会システムの中で、資源やエネルギーを限りなく浪費し、便利さや快適さを過度に求めてきた生活も、今や大きな転換を迫られ、市民の意識も省資源・省エネルギー社会へと変わっています。

【課 題】

これからは、地球規模での視野を持って、環境・資源問題を考えながら、現在の生活を見直し、身近なところから環境への負荷の少ない生活様式（エコ・ライフ）を普及するなど、省資源・リサイクル型の快適で文化的なライフスタイルを構築していく必要があります。

施策体系

(1) 省資源・循環型ライフスタイルへの転換

① 資源循環型社会への意識啓発

② リサイクル型社会への取り組み

③ 省資源・省エネルギー対策の推進

施策展開

① 資源循環型社会への意識啓発

● 施策内容
資源の循環を基本とする社会の形成を目指して、ごみの発生抑制や再生利用に向けた意識啓発を図ります。

● 主な取り組み
・ごみの発生抑制・再使用・再生利用の3R^{*}の普及啓発
・再生品展示販売の推進（リサイクルプラザの活用）

② リサイクル型社会への取り組み

● 施策内容
ごみ分別によるリサイクルの推進を図るとともに、地域の自主的なリサイクル活動を支援します。

● 主な取り組み
・ごみの分別によるリサイクルの推進
・リサイクル活動の支援
・一般廃棄物のリサイクル事業の推進
・プラスチック容器包装などの資源化の推進

③ 省資源・省エネルギー対策の推進

● 施策内容
市民生活におけるごみの排出量のさらなる抑制や省資源・省エネルギー対策を推進します。

● 主な取り組み
・マイバッグ運動^{*}の普及啓発
・環境家計簿^{*}の取り組みの推進

- ※ 3R：Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表し、その意味は、
- ・Reduce（リデュース）は、ごみの発生をおさえること。
 - ・Reuse（リユース）は、再使用すること。
 - ・Recycle（リサイクル）は、原材料として再生利用すること。
- ※ マイバッグ運動：小売店が渡すビニール袋を使わず、消費者が持参した袋・バッグを使用しようという運動。
- ※ 環境家計簿：家庭で使用する電気・ガス・水道などエネルギーの使用量を記録して二酸化炭素の排出量に換算し、地球温暖化の一因である二酸化炭素を減らす暮らし方について考え、実践する道具。

10 資源循環型社会のまちづくり

(2) 環境衛生の向上

基本方針

快適で衛生的な生活環境を確保するため、廃棄物の適正な処理と環境美化の推進に努めます。

目標指標

指 標	説 明	現状値			目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
市民1人1日当たりごみ排出量	1日ごみ排出量÷住民基本台帳人口	H17年度	1,181.6g	→	1,136.6g
ゴミ対策、リサイクル対策に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	55%	→	増やす
環境美化活動の参加者数	1年間の参加人数	H17年度	225人	→	400人

現状と課題

【現 状】

一般廃棄物の処理、し尿の処理、火葬業務は市の固有の事務であり、長期的に安定的な処理が求められています。

また、墓地については、自治体、宗教法人、公益法人のみに経営許可が与えられていますので、民間参入ができず恒常的に不足しています。

【課 題】

一般廃棄物処理施設、し尿処理施設、火葬施設とも老朽化しているため、更新の必要があります。特にし尿処理施設は、浄化槽の増加に対応し、し尿・浄化槽汚泥の処理が可能な施設への転換が必要です。

施策体系

(2) 環境衛生の向上

① 一般廃棄物処理体制の充実

② し尿処理体制の充実

③ 産業廃棄物処理対策の促進

④ 斎場・霊園の整備

⑤ 環境美化の推進

施策展開

① 一般廃棄物処理体制の充実

● 施策内容

一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの収集・処理体制を整備するとともに、処理施設の更新を図ります。

● 主な取り組み

- ・一般廃棄物処理基本計画の推進
- ・一般廃棄物処理施設の更新
- ・ごみの収集・処理体制の整備

② し尿処理体制の充実

● 施策内容

浄化槽の増加に対応し、し尿・浄化槽汚泥処理施設の更新を図ります。

● 主な取り組み

- ・し尿・浄化槽汚泥処理施設の更新

③ 産業廃棄物処理対策の促進

● 施策内容

最終処分場を確保するとともに、不法投棄の撲滅に向けた啓発を行います。

● 主な取り組み

- ・最終処分場の確保
- ・不法投棄の撲滅に向けた啓発

④ 斎場・霊園の整備

● 施策内容

老朽化した斎場の更新を図るとともに、霊園の整備を進めます。

● 主な取り組み

- ・老朽化した斎場の更新
- ・霊園の整備

⑤ 環境美化の推進

● 施策内容
自発的な環境美化活動を推進します。

● 主な取り組み
・ 環境美化活動の推進

10 資源循環型社会のまちづくり

(3) 環境保全対策の推進

基本方針

市民が健康で安心して暮らせる、公害のない、快適で良好な生活環境の確保に努めます。また、地球環境問題の解決を目指し、市民や事業者、行政が一体となって、環境への負荷の少ない社会への転換を図ります。

目標指標

指 標	説 明	現状値			目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
公害防止の推進に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	50%	→	増やす
地球温暖化防止対策の推進に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	38%	→	増やす

現状と課題

【現 状】

今日の環境問題は、工場等に起因するいわゆる産業型公害のみならず、近隣騒音、生活排水、自動車排ガスなどに起因する都市生活型公害、さらには、地球温暖化などの地球規模の環境問題など、より複雑・多様化しています。

産業型公害については、工場等発生源の調査や企業との環境保全協定の締結などによる規制の強化、環境審議会を中心とする指導體制の充実などにより、概ね良好な状況ですが、都市生活型公害については、都市化の進展や生活様式の多様化といった社会状況の変化もあって、悪化の傾向があります。

【課 題】

市民の快適で良好な生活環境を確保していくため、産業型公害の未然防止を図るとともに、環境監視体制の整備充実が必要です。また、今日の地球環境問題にいたる複雑・多様な環境問題には、総合的観点での対応が求められます。

施策体系

(3) 環境保全対策の推進

① 発生源対策の推進

② 環境監視体制の充実

③ 総合的な環境管理の推進

④ 地球環境問題への取り組み

⑤ 環境情報の提供

施策展開

① 発生源対策の推進

● 施策内容

主要企業と環境保全協定を締結し、適正な指導を行います。特に、工場などの新增設に対しては、事前協議制度や環境審議会の活用により、公害の未然防止に努めます。

● 主な取り組み

- ・ 環境保全協定に基づく公害の未然防止
- ・ 環境審議会の活用

② 環境監視体制の充実

● 施策内容

環境行政の円滑な実施のため、増加する環境調査の需要に対して、監視測定体制の整備充実を図ります。

● 主な取り組み

- ・ 分析機器等の計画的更新の推進
- ・ 監視体制の充実

③ 総合的な環境管理の推進

● 施策内容

産業型・都市生活型公害から地球環境問題にいたるまで複雑・多様化した環境問題に対応するため、総合的・計画的な取り組みを進めます。

● 主な取り組み

- ・ 市の環境問題に関する総合的な施策展開の検討と行動計画立案

④ 地球環境問題への取り組み

● 施策内容

京都議定書[※]による地球温暖化防止目標に基づき、本市の温室効果ガス排出量削減目標を定め、市民と連携しながら目標達成に努めます。

● 主な取り組み

- ・地球温暖化防止対策のための行動計画の推進

⑤ 環境情報の提供

● 施策内容

市の環境状況や市率先実行計画に基づく省エネルギー行動の公表に努めます。

● 主な取り組み

- ・市の環境の概況を取りまとめた書籍の発刊
- ・広報紙、市ホームページの活用

※ 京都議定書：1997年12月に京都市で開催された地球温暖化防止京都会議（第3回気候変動枠組条約締約国会議、COP3）において、採択された二酸化炭素など6つの温室効果ガスの排出削減義務などを定めた議定書。